

過疎地域自立促進特別措置法による過疎対策事業債の期限延長について

東 北 部 会 提 出
説明担当 にかほ市

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月31日で法期限を迎えます。

東北地域において、合併後の市町村単位では、過疎地域要件に該当しないが、特例による、いわゆる「みなし過疎」の適用団体となる市町村が複数存在しており、近年、人口減少と高齢化が急速に進んでいる地域状況の中で、道路交通整備、農業産業振興等の市一体となった継続的な取り組みに対し、地方交付税措置による財源保障機能を伴う過疎対策事業債制度は大きな役割を果たしています。

また、これら生活基盤整備等の「ハード事業」に対する支援に加え、平成22年度創設の「ソフト事業」においても、集落の維持・活性化、生活交通の確保、移住・交流の推進、人材の育成等に対する幅広い支援強化を可能としており、住民にとってきめ細やかな施策実施により、地域活性化に大きく寄与しています。

このことから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象とする、過疎対策事業債の継続は市町村の財政運営上、必要不可欠な制度となっています。

特に、合併により広域化した行政区域の地域実情を踏まえ、市一体での住民自治の強化を可能とするためには、過疎地域自立促進特別措置法の期限延長は強く求められるところであり、加えて、第33条に規定される、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」の特例を含めた現行制度の継続は必須事項と捉えており、その存続を強く要望いたします。